

機関番号：14301

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2010

課題番号：20530035

研究課題名（和文） 国連平和維持機能の多元的再構成とその実効性確保

研究課題名（英文） Pluralistic Re-construction of the United Nations Peacekeeping Activities and Their Effectiveness

研究代表者

酒井 啓亘（SAKAI HIRONOBU）

京都大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：80252807

研究成果の概要（和文）： 近年の国連の平和維持機能はその内容面と実施の面の双方において多様な展開を示している。本研究は、国連平和維持活動（PKO）が様々な機能を組み込んでいく一方、海賊問題への対応のように、新たな国連平和維持機能が出現していることを指摘しつつ、こうした内容面での充実に伴い、平和維持機能の実現手段もまた、「強化された」PKOの登場や、加盟国グループならびに地域的機関と国連との有機的な接合関係も生じていることを実証的に明らかにした。

研究成果の概要（英文）： Recently, the United Nations (UN) Peacekeeping Activities has been developed in the aspects of their contents as well as of their implementation. This study testifies that the UN Peacekeeping Operations have included various mandate for the peacebuilding after the civil wars or in the failed states, and that the UN has submitted some new operations as the way of collective security in international society, such as the collective responses towards the piracy. It also makes it clear that the richness of the UN Peacekeeping Activities has developed the ways of implementing these operations, like with the appearance of the “robust” peacekeeping or through the organic combinations between the UN and the Member States or the regional organizations.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2009年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2010年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際法、国際連合、集団安全保障、平和維持活動

## 1. 研究開始当初の背景

平成15-16年度基盤研究（C）「21世紀における国連平和維持活動の展望とその課題—活動原則の規範的展開と国連システムへの再定位—」と平成17-19年度基盤研究（C）

「冷戦後における国連平和維持機能の規範的展開とその実効性」での研究を通じて、それぞれ冷戦後の国連平和維持活動（PKO）の機能変化とそれに伴う活動原則の柔軟な適用、そして多国籍軍型軍事活動とPKOとの関

係の明確化について新たな知見を得ることができた。この研究の過程において、多国籍軍やPKO以外にも、地域的機関や国家グループなど国連の平和維持機能に貢献する実施機関が多様なかたちで存在することを確認する一方で、国連平和維持機能の活性化とともに進む国連での安保理の地位の強化が当該機能の実施に影響を及ぼし（安保理決議の「国際立法」化とその実現形態としての加盟国による決議実施など）、またそれが国連内部における関係機関の権限・役割にも反映しうる点にも注目してきた。これまで国連憲章第7章に基づく安保理の権限の拡大や規範形成機能への展開については意思決定過程と実施過程の相互作用の観点から考察する作業は未見であったことから、本研究では、より広いパースペクティブから国連の平和維持機能の実施過程を検討するにあたり、この実効性確保の視点を取り入れようとしたものでもある。

## 2. 研究の目的

本研究は、地域的機関（EU、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）、アフリカ連合（AU）など）による軍事的活動（DRC、リベリア、スーダン）や個別の国家グループが行う活動（「不朽の自由作戦」、拡散に対する安全保障構想（PSI）など）のように多元化する国連平和維持機能の実施過程を国連憲章システムに適切に位置づける一方、各実施機関の機能を実効的に確保するための要因の探求を通じてこの実施過程を国連内部の意思決定過程と有機的に接合させることにより、国連の平和維持機能全体の正統性と実効性・効率性を向上させる理論的枠組みの構築を目的としている。

## 3. 研究の方法

（1）まず、これまでの研究で得てきた知見に基づく基本的な理論枠組みが本研究にも適用可能かどうかあらためて検証を行った。具体的には国連平和維持機能と地域的機関の平和維持機能の関係性などを最新のデータに基づく実証的な研究を通じて再検討を行う作業の開始である。第二に、90年代後半から現在にかけて活発化している地域的機関や国家グループによる軍事活動および警察活動の法的考察を行った。第三に、国連安保理自身の機能の多様化を念頭に置きつつ、国連の他の機関、とりわけ国連総会や平和構築委員会との関係を法的な角度から検討し、国連機構に内在する構造的変化についての考察を行った。こうした検討は、実証的なアプローチに基づき、国連関係、地域的機関関係、多国籍軍型軍事活動関係の一次資料の収集を中心に行われた。

（2）こうして検証した国連の平和維持機能に関する理論枠組みを用いて、さらに地域的機関や国家グループによる軍事活動および警察活動に関する検討を引き続き行った。同時に、安保理とそれ以外の国連機関との間の権限・機能関係を理論的に把握するとともに、そうした国連に内在する多元的な関係が外部に影響を与えることにより、他の国際機構や国家グループと国連の平和維持機能との間でどのような接合関係が生じるかにつき実証的な研究をもとに考察を行った。それと平行して、国連の平和維持機能の多元的構成に向けた新たな理論の構築を進めた。

## 4. 研究成果

（1）国連の平和維持機能と地域的機関の関係について、いくつかの論稿で検討を行った。

すでに公表したものとしては、シエラレオネ内戦における国連の権限の伸長を題材とした「国連の介入」（下記雑誌論文①）がある。ここでは、シエラレオネに派遣された国連平和維持活動がいわゆる「強化された」PKOの原型を示していること、経済制裁やその実効的实施といった強制措置から、内戦の平和的解決に向けた環境整備としての平和維持、国家再選のための平和構築へ一連の平和活動がシームレスに行われる必要性を説くとともに、こうした活動に様々なアクターが参加して有機的に活動を結びつけていることを指摘した。

また、未公表ではあるが、現在作成中の論稿として、「平和維持分野における国連と地域的機関の関係—アフリカ連合を題材として」というタイトルの英文論文を準備中である。この論稿では、国連とアフリカ連合の権限関係をめぐる諸問題について、ソマリアやスーダンでの内戦におけるそれぞれの平和維持活動を具体的に検討して、当該内戦で関与する諸国、アクター、国際機構が国連の活動に影響を及ぼし、また逆に国連の意向がそうした他の実体の行動に影響を与え、両者が有機的に連関していることが実証的に示されている。この論稿は、英文の書物に掲載される予定であることから、国内外に反響を呼ぶことが期待される。

（2）国連の平和維持機能のうち、平和維持活動の活動原則をあらためて確認するとともに、これを国連平和維持機能の全体に再定位する作業も行った。

国連平和維持機能における国連PKOの位置づけの評価とその活動原則全般を扱ったのが「国連安保理の機能の拡大と平和維持活動の展開」（下記雑誌論文⑤）である。そこでは、21世紀に入ってから国連安全保障理事会（安保理）の機能の拡大と、国連平和維持活動（PKO）における活動原則の規範的展開

をあらためて確認するとともに、とりわけ2008年に国連より公表された「キャブストーン・ドクトリン」と呼ばれる報告書の検討を通じて、現在のPKOの問題点の指摘と評価を行った。その結果、いわゆる「強化された」PKOが多機能型平和維持活動として現在の活動の中心となり、またその任務内容が国連憲章第7章と密接に関連していることから、従来の活動原則を再構成する必要があることが明らかとなった。この「強化された」PKOというカテゴリーの創出はこの研究（及びその前提となる一連の調査・研究）の成果であり、最近の国際法の教科書でも認知されるようになってきている。

また、再構成を要請される活動原則の中でもとりわけ先鋭的な問題と考えられる国連憲章第7章と自衛原則の関係をとり上げて考察したのが、「平和維持活動の実効性確保のための措置の正当化」という英文論文（下記雑誌論文③）である。この論稿でも「強化された」PKOを題材として、こうした活動が国連に要求される多様な任務—停戦監視、人道的支援、国家再建、暫定統治—の実効性を憲章第7章で図りつつ、その活動の正当性を実質的に国連システムに奪還する過程を表していることを立証した。

(3) 国連平和維持機能の現代的展開とその実施方法の新たな方式として、海賊問題に対する国際社会の対応も登場した。こうした問題を国連安保理の活動の観点から扱ったのが、「ソマリア沖における「海賊」の取締りと国連安保理決議」（下記雑誌論文④）である。具体的にはソマリア沖の海賊問題を取りあげ、関連する安保理決議の内容とその採択の際の安保理での議論、さらには海洋法規則等に照らした規範的側面と、国連加盟国やEUなど地域の機関によるその実施の側面を関連付けながら、ここでの国連の平和維持機能の内実にも光を当てた。海賊という古くて新しい問題に対処するため、国連を中心としつつ、国連加盟国や地域の機関が対応手段を有機的に結びつけながら海賊を制圧していくことが明らかとされるとともに、その実効的実施の背後にこの活動を支える法規範の成立も重要であることが確認されたのである。

(4) こうしたことをきっかけに、国連の平和維持機能をその法形成過程の側面から検討する作業も行われた。その成果の一部が「国連国際法委員会による法典化作業の成果—国際法形成過程におけるその影響—」（下記雑誌論文②）である。国連の一機関である国連国際法委員会の法形成機能をその作業の成果という観点から検証したもので、国際法の規範形成過程に関する視座を提供した。国連国際法委員会が国際法形成過程に

おいて1つの確固たるアクターとして活動し、慣習国際法の形成や国際裁判の判断に大いなる影響を与えてきたことは、法の支配を平和概念に沈殿させ、その実現を目指す国連の平和維持機能との接合の可能性を示唆するものでもある。こうした国際法規範形成機能が国連の平和維持機能全体にとっていかなる意義を有するのか、この研究はその位置づけを確定するための前提作業となるものである。

(5) 最後に、以上の検討により新たに存在が確認された問題点を指摘することができる。国連の任務遂行の展開により他のアクターが影響を受けることも多くなったこと、とりわけ私人との関係では人権や人道に関する国際法規範の適用により国連の活動に対する一定の規範的制約も生まれてきていることが明らかにされた。したがって、今後の課題として、こうした国連の平和維持機能の「光」と「影」の部分それぞれ詳細に検証・分析するとともに、両者の関係を明らかにすることを通じて、国連平和維持機能の正統性と実効性を強化する法的理論的枠組みを構築する作業の必要性が考えられる。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計5件）

①酒井啓亘、国連の介入、落合雄彦編、アフリカの紛争解決と平和構築 シエラレオネの経験、査読無、昭和堂、2011、23-40

②酒井啓亘、国連国際法委員会による法典化作業の成果—国際法形成過程におけるその影響—、村瀬信也・鶴岡公二編、変革期の国際法委員会 山田中正大使傘寿記念、査読無、信山社、2011、17-50

③ Hironobu Sakai、Legitimization of Measures to Secure Effectiveness in UN Peacekeeping: The Role of Chapter VII of the UN Charter, T. Komori & K. Wellens (eds.), Public Interest Rules of International Law. Towards Effective Implementation、査読無、Ashgate、2009、119-139

④酒井啓亘、ソマリア沖における「海賊」の取締りと国連安保理決議、坂元茂樹編、国際立法の最前線 藤田久一先生古稀記念、査読無、有信堂、2009、209-249

⑤酒井啓亘、国連安保理の機能の拡大と平和維持活動の展開、村瀬信也編、国連安保理の機能変化、査読無、東信堂、2009、97-125

## 6. 研究組織

(1) 研究代表者

酒井 啓亘 (SAKAI HIRONOBU)  
京都大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号：80252807

(2) 研究分担者

該当者なし

(3) 連携研究者

該当者なし